

(審査案件：諮問第1号)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

石垣市教育委員会が行った「教科用図書八重山採択地区協議会の2011年7月22日までの総会、役員会、協議会の議事録もしくは記録したもの（録音、PCファイルなど）を非公開とした決定については、一部非公開（調査員の氏名等）とするものを除き公開すべきであった。

### 第2 不服申立ての経緯

- 1 平成23年（2011年）7月25日、不服申立人は、石垣市情報公開条例（平成13年石垣市条例第23号。以下「条例」という。）に基づき、「教科用図書八重山採択地区協議会の2011年7月22日までの総会、役員会、協議会の議事録もしくは記録したもの（録音、PCファイルなど）」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 平成23年（2011年）8月8日、石垣市教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件請求に対し、公文書非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、不服申立人に通知した。
- 3 平成23年（2011年）8月9日、不服申立人は、本件決定のうち、実施機関が「教科用図書の採択は静ひつな環境で行われることが望ましい。議事録等の公開は教科用図書の採択が決定してから行うという方針である。」という理由により非公開とした「教科用図書八重山採択地区協議会の2011年7月22日までの総会、役員会、協議会の議事録もしくは記録したもの（録音、PCファイルなど）」（以下「本件請求対象文書」という。）の公開を求める旨の不服申立てを行った。

### 第3 不服申立人の主張の要旨

不服申立人が「不服申立書」、「決定理由説明書に対する意見書」及び意見陳述で行った主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 非公開の理由とされる条例第7条第4号オに該当するものではない。  
※ 条例第7条第4号オは、「その他公開することにより、行政の公正かつ円滑な執行に著しい支障を生じることが明らかな情報」と規定されているが、情報公開を求めている本件請求対象文書は、これに該当するのか。
- 2 条例は、その前文で「市が保有する情報は、市民と共有するものであり、これを

広く公開することは、開かれた市政を推進していく上で不可欠なもの、「石垣市は個人の情報を最大限に保護しつつ、市民と市のゆるぎない理解と信頼をもとに、市民参加の推進と情報の共有化を進め、すべての人に開かれ公正でわかり易い市政を進めていくことを決意する」とうたっている。

このことから、教科書採択の過程に関心を寄せる市民からの情報公開に対し、それを公開することで、「著しい支障が生じる」ものとは考えられない。どんな「著しい支障」が生じるのか明確にされず、容認することはできない。

- 3 「静ひつな環境」を理由に、各教育委員会で採択されるまで情報公開をしないということは、市民の多様な意見は無視して密室で結論を出すというに等しい。「静ひつな環境」とは、市民の意見は聞かない、聞かせないための方便でしかない。情報公開されてこそ、市民がさまざまな意見や考えを述べる機会も保障され、「すべての人に開かれた公正でわかりやすい」教育行政が進められるのではないか。情報公開することにより、協議会委員が責任を持って公正な答申を行い、各教育委員会の公正な採択が妨げられるものではない。
- 4 不服申立てを行ってから諮問するまでの期間が長く、それにより審査会の答申及び公開決定が遅くなると、速やかな情報開示とはいえない。

#### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が「決定理由説明書」及び意見陳述で行った主な主張は、次のとおりである。

- 1 2011年度の議事録等については、教科用図書採択は静ひつな環境で行われることが望ましい。8月23日開催の八重山採択地区協議会においても、議事録等の公開は、三市町の採択が決まった後に公開する方がいいと確認したため。
- 2 「静ひつな環境」とは、平成14年8月の文科省から県教育庁への通知「教科書制度の改善について」の中に明記されている。

その文科省からの通知内容について、その後県教育庁をとおして、各市に指導通知（平成17年3月）があった。よって、現在はその指導に沿い対応をしている。

内容は以下のとおりである。

##### ・採択手続きの改善について

##### ②静ひつな採択環境の確保

静ひつな採択環境を確保していくことが重要であり、それぞれの地域において、広く関係者の理解を求めよう努めるとともに、様々な働きかけにより円滑な採択事務に支障をきたすような事態が生じた場合や違法な働きかけがあった場合には、各採択権者が警察等の関係機関と連携を図りながら、毅然とした対応を取るよう指導・支援に努めること。

- 3 三市町の採択が同一にならない状態が続いていたが、「文科省から9月8日の全

教育委員の協議ではなく 8 月 23 日の答申が有効であるという見解が出されたこと」や「市議会や多くの市民から議事録等の公開を求められていた」ことを考慮し、八重山採択地区協議委員全員の了解を取り付けて、11 月 4 日に、不服申立人に公開し、市民一般にも石垣市市政情報センターで議事録等を公開した。

## 第 5 審査会の判断

### 1 基本的な考え方

条例は、市の保有する公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、市政に関する情報の積極的な公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、地方自治の本旨に即した公正で民主的な市民参加による開かれた市政を一層推進することを目的に制定されたものである。

条例の目的を実現するために、実施機関が保有する情報は原則公開とされており、条例の運用にあたってはこの理念が十分に尊重されなければならない。

また、公文書公開制度は、公文書の公開請求がなされた時点において、実施機関が保有する公文書を迅速、かつ、ありのままに公開することを原則とするものである。

本審査会は、この基本的な考え方に沿って、以下判断するものである。

### 2 本件請求対象文書の特定について

本審査会が、本件請求対象文書の請求の範囲について確認したところ、以下のことが分かった。

本件請求対象文書は、「教科用図書八重山採択地区協議会の 2011 年 7 月 22 日までの総会、役員会、協議会の議事録もしくは記録したもの（録音、PC ファイルなど）」である。

不服申立人の請求にもあるように、本件請求対象文書の出处となる会議等には、対象とする期限（7 月 22 日まで）がある。

よって、今回対象となる平成 23 年度教科用図書八重山採択地区協議会の総会、役員会、協議会は、以下の会議等に限定される。

- ・ 6 月 27 日 平成 23 年度教科用図書八重山採択地区協議会総会
- ・ 6 月 28 日 調査員への委嘱状交付式及び調査委員会
- ・ 7 月 19 日 教科用図書八重山採択地区協議会連絡会

このことから、本件請求対象文書は、以上の 3 回の会議等においての、議事録もしくは記録したもの（録音、PC ファイル）と特定する。

### 3 判断の理由

不服申立人が公文書公開請求をした時点において、その対象となる会議等は、「2 本件請求対象文書の特定について」にもあるように、合計 3 回の会議等である。

本審査会は、この3回の会議等について内容確認を行った。その結果、この会議等では、主に総会での予算や規約の改正などが話し合われており、この内容が、特別非公開の対象となるようなものではないことを確認した。

このことから、本審査会は、実施機関がこの会議等を条例第7条第4号オの規定を適用し「著しい支障が生ずる（教科用図書の採択は静ひつな環境で行われることが望ましい。議事録等の公開は、教科用図書の採択が決定してから行うという方針である。）」という理由で非公開決定とした文書については、一部非公開（調査員の氏名等）とする部分を除き、公開すべき文書であったと判断する。

今回、実施機関が、7月22日までの会議等の議事録等に限定すべきであった公開の可否の対象を、同日以降の会議等も含めその対象としたことは、適切な判断ではない。

#### 4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、事後ではあるが、本件実施機関は、11月4日に不服申立人に対し、本件請求対象文書を一部非公開（調査員の氏名等）とする部分を除き公開をしている。よって、現時点においては不服申立ての利益は無いと判断する。

#### 5 実施機関の対応について

条例第7条（公文書の公開義務）においては、非公開とする部分以外は公開を原則とし、また、請求者の趣旨をよく理解したうえで、その判断をしなければならない。

しかし、今回の実施機関は、上記の「3 判断の理由」にもあるように、請求があった時点において適切な判断がなされていない。このことについては、条例の趣旨についての理解不足が指摘されるものであり、その判断には問題があったと言わざるを得ない。

石垣市情報公開条例は、平成13年度に制定されているが、実施機関に今後、条例の更なる浸透と適切な対応を求める。

### 第6 審査経過

平成23年（2011年）	10月5日	実施機関から審査会へ諮問
	11月11日	審議（第1回）
	11月24日	実施機関から「決定理由説明書」を受領
	12月1日	不服申立人から「公文書非公開決定理由説明書に対する意見書」を受領
	12月6日	意見聴取及び審議（第2回） （不服申立人及び実施機関から意見聴取）
平成24年（2012年）	1月10日	審議（第3回）

1月31日 審議（第4回）  
2月16日 審議（第5回）  
3月12日 審議（第6回）  
3月28日 審議（第7回）及び答申